

原本

本日は常務理事会の議長として、ご列席頂いている3人の常務理事を代表して、先生にお願い申し上げたいことが御座います。

同志として今日まで共に協会を支えてきた我々と致しましては、誠に心に痛む問題では御座いますが、ぎりぎりのタイムリミットになりましたので、お話しあげざる決断を致した次第で御座います。

賢明な先生には、是非、ご自身の置かれた状況を正確にご賢察頂き、的確なご判断を頂きたく切にお願い申し上げます。

ご承知のように、政府の方針として法人の見直しが決定し、科学技術庁も監督下にある法人に対する業務監査の一環として、本協会に対しても監査に対応する自主点検作業を行うよう求めておりました。ようやく自主点検作業も一段落し、報告書（案）が纏まりましたので、先日報告書を科学技術庁に提出致しました。その折、5月の連休明けには、本協会に対する業務監査を実行するとの通告を頂きました。

平成9年6月1日付けで協会から科学技術庁に提出されました、常勤役員給与額基準、非常勤役員等報酬支給額、基本給昇給の一欄表の内容の一部について、かねがね科学技術庁では問題視しておりましたので、今回の業務監査では、この点については詳細に監査が行われ、指摘事項として協会に対し自主的な処置を求められる可能性が極めて大きい状況となっております。

問題となっております主な点は、役員の単身赴任に係わる役員調整手当、及び滝沢研究所兼務本部役員に係わる役員報酬手当の正当性で御座います。この2事項は規定第1号常勤役員給与規定には、夫々平成2年4月1日、平成5年5月1日に常務会決議が行われたように記載されてはおりますが、その実態は全く無く、また正式な稟議手続もとられておりません。

6、500名の会員からお預かりしている予算を正しく運営することは、社団法人の執行部の義務で御座いますので、誠に残念なことで御座います。

科学技術庁から本問題を指摘され、自主的な処置を求められた場合に対する協会の対応を纏めるために、桑田顧問弁護士の法律적인見解を求めました。顧問弁護士のご意見は、明らかに違法行為であり、協会として法律的に対応することも十分可能であるとのご見解でした。

このまま何のアクションもとらずに推移し、科学技術庁からの指摘を受け、自主的な処置を求められることとなりますと、ことは公になり、先生に傷がつくばかりでなく、協会にとっても大きな痛手となり、ひいては会長の責任も免れない事態となることを大変憂慮致します。また、このような展開となればマスコミにも情報が漏れるでしょうし、週刊誌等で面白おかしく取り上げられれば、協会は再起不能の状態に陥ります。

我々としましては、このような破局的な事態を回避し、また先生の名誉も守るためには、心は痛みますが個人的に詳しく事態をご説明申しあげ、先生ご自身の判断による賢明な対処をご期待申し上げる他ないと判断致したわけで御座います。

なお、このように個人的な形でお話し合いをすることにつきましては、会長のご指示を頂いたうえでのことで御座います。

先生のご対応次第では、科学技術庁も自らの監督責任が問われかねない事態を公にすることを控えることは明らかですし、事態は収集に向かうと確信しております。

以上で御座います。もし言葉に失礼な点があったとしましたら、ご容赦頂きたいと存じます。

(平成10年4月14日)